

# 告示

## 埼玉県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
あすか薬局 指店 小手	所沢市小手指町一丁目一八四番一階 指B館一階	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	平成二十年四月三十日
行田ケアセンター そよ風	行田市天満八二九	訪問介護		令和五年四月三十日
コープみらい北本 デイサービスセンター	北本市下石戸下 台原耕地一五二一	通所介護		平成三十年三月三十一日